

特別企画：最低賃金改定に関する九州企業の意識調査

4 割の企業が給与体系を見直し ～消費回復への効果、半数の企業が不十分と認識～

はじめに

2016 年 10 月 1 日から 20 日にかけて最低賃金が改定された。2016 年度の最低賃金の改定は、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」や「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（骨太の方針）、「日本再興戦略 2016」などを踏まえ、最低賃金が時給で決まるようになった 2002 年度以降で最高額の引き上げとなり、すべての都道府県で 700 円を上回ることとなった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている。

そこで、帝国データバンク福岡支店は、最低賃金の引き上げに関する九州・沖縄地区（以下、九州）企業の見解について調査を実施した。なお、本調査は、TDB 景気動向調査 2016 年 9 月調査とともにを行った。

※ 調査期間は 2016 年 9 月 15 日～9 月 30 日、調査対象は九州の 1,994 社で、有効回答企業数は 747 社（回答率 37.5%）。

調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて給与体系を「見直した（検討している）」企業は 40.7%にのぼり、特に非正社員を多く抱える『小売』や『運輸・倉庫』『製造』『不動産』の 4 業界で 4 割を超えた。他方、「見直していない（検討していない）」企業は 41.6%となった
2. 従業員を実際に採用するときの最も低い時給は、全体平均で約 958 円。最低賃金（823 円）を 135 円上回る。九州で両者の差額が最大だったのは「沖縄県」で、以下「鹿児島県」「福岡県」が続いた。乖離率が 20%以上の都道府県は全国でも 7 県だが、うち 4 県が九州に集中しており、九州の企業は乖離率が高水準であることが判明した
3. 今回の引き上げ額について、「妥当」と考える企業が 45.8%で最多。「妥当」は「高い」（11.0%）、「低い」（15.7%）を大きく上回り、総じて企業側に受け入れられている様子がうかがえる
4. 自社の業績に対する影響では、「影響はない」が 56.4%で最多。「プラスの影響がある」は 1.9%にとどまった一方、「マイナスの影響がある」は 22.4%と 2 割を超えた
5. 今後の消費回復への効果について、「ある」と考える企業は 13.8%にとどまる一方、「ない」は 47.8%とおよそ半数にのぼっており、消費回復に対しては懐疑的な見方をする企業が約半数を占める

1. 4 割の企業が給与体系を「見直し」

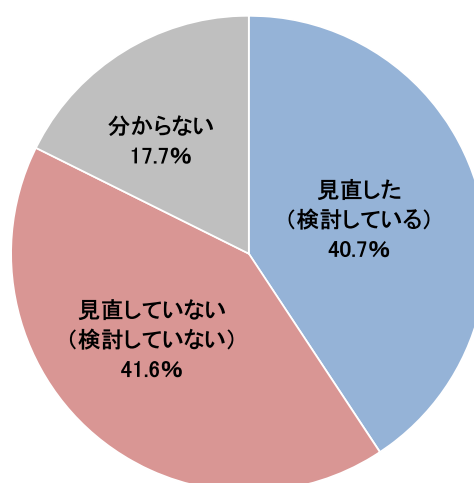
最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系について見直しの有無を尋ねたところ、「見直していない（検討していない）」企業が 41.6%にのぼった。他方、「見直した（検討している）」企業は 40.7%で、回答企業の 4 割が見直しを実施または検討していた。全国平均（35.0%）と比較すると、5.7 ポイントも高く、九州では、最低賃金改定の影響を受ける企業の割合が高い傾向にあることが判明した。最低賃金が比較可能な 2002 年以降で最大の上げ幅となった影響が如実に表れる結果となった。

給与体系を「見直した（検討している）」とした企業の割合を業界別に見ると、『運輸・倉庫』が 50.0%で最も高く、『小売』（49.0%）、『製造』（48.2%）、『不動産』（47.8%）の 4 業界が 4 割を超えた一方、『金融』は 1 割台にとどまり、『金融』の低さが突出している。

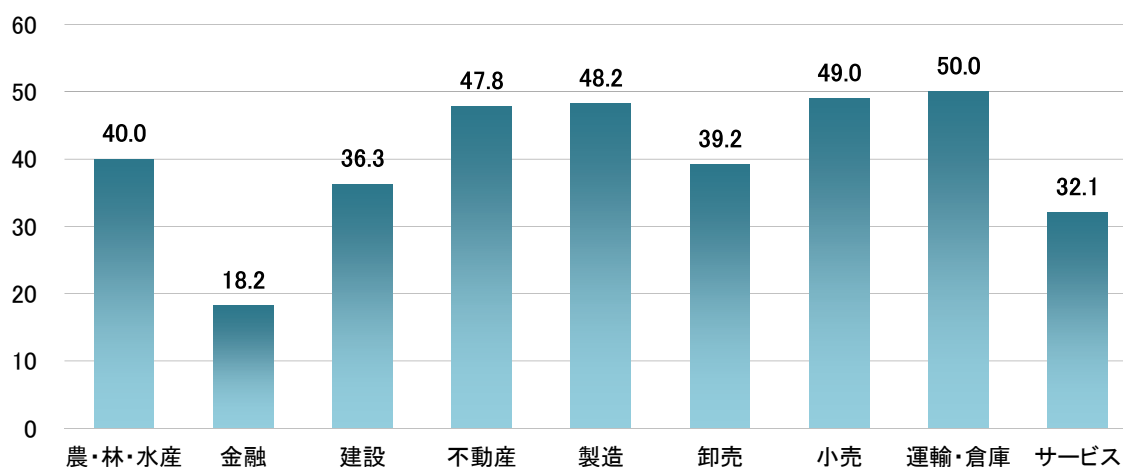
給与体系を見直した理由について多くあげられた回答は、「優秀な従業員確保のため」（自動車小売、福岡県）、「従業員の定着率をあげるため」（飲食料品卸売、長崎県）、「将来に対する人員の不足を補うため」（運輸・倉庫、鹿児島県）といった、企業にとって喫緊の課題である従業員の確保であった。

また、「会社の業績が好転しているので、その利益を社員に還元するため」（鉄鋼・非鉄・鋳業、福岡県）、「設備の順調稼働で業績も向上、従業員に報いるため」（電気機械製造、佐賀県）といった声も見られ、業績が好転している企業の中には、利益の一部を従業員の処遇改善に充てる動きも見られている。

給与体系見直しの有無



給与体系を「見直した」企業の割合 ～業界別～



2. 従業員採用時最低時給と最低賃金の乖離率、九州企業は高水準

従業員を実際に採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、全体平均は約 958 円となり、改定後の最低賃金の全体平均 823 円を 135 円上回る金額となった。

九州では、改定された最低賃金と採用時の最低時給の差額が最大だったのは「沖縄県」で、差額は+161 円（採用時最低時給約 875 円）となった。以下、「鹿児島県」（+159 円、同 874 円）、「福岡県」（+156 円、同 921 円）が続いた。両者間の乖離率をみると、8 県中 4 県で 20%以上となっている。全国でも乖離率が 20%以上開いているのは 7 県にとどまっており、九州企業は乖離率が高水準であることが判明した。

(単位:円、%)

都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)	都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)
北海道	786	896	110	14.0	滋賀	788	936	148	18.8
青森	716	808	92	12.8	京都	831	958	127	15.3
岩手	716	832	116	16.2	大阪	883	988	105	11.9
宮城	748	882	134	17.9	兵庫	819	949	130	15.9
秋田	716	814	98	13.7	奈良	762	895	133	17.5
山形	717	851	134	18.7	和歌山	753	859	106	14.1
福島	726	882	156	21.5	鳥取	715	841	126	17.6
茨城	771	894	123	16.0	島根	718	880	162	22.6
栃木	775	921	146	18.8	岡山	757	907	150	19.8
群馬	759	885	126	16.6	広島	793	908	115	14.5
埼玉	845	953	108	12.8	山口	753	881	128	17.0
千葉	842	971	129	15.3	徳島	716	848	132	18.4
東京	932	1,097	165	17.7	香川	742	886	144	19.4
神奈川	930	1,045	115	12.4	愛媛	717	850	133	18.5
新潟	753	876	123	16.3	高知	715	862	147	20.6
富山	770	902	132	17.1	福岡	765	921	156	20.4
石川	757	889	132	17.4	佐賀	715	834	119	16.6
福井	754	882	128	17.0	長崎	715	858	143	20.0
山梨	759	893	134	17.7	熊本	715	826	111	15.5
長野	770	895	125	16.2	大分	715	839	124	17.3
岐阜	776	893	117	15.1	宮崎	714	807	93	13.0
静岡	807	915	108	13.4	鹿児島	715	874	159	22.2
愛知	845	972	127	15.0	沖縄	714	875	161	22.5
三重	795	939	144	18.1	全体	823	958	135	16.4

注1:2016年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金、産業別最低賃金」(厚生労働省ホームページ)

注2:採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

注3:乖離率は、2016年度最低賃金時間額と比べた採用時最低時給の乖離率

注4:集計可能な企業を対象に算出

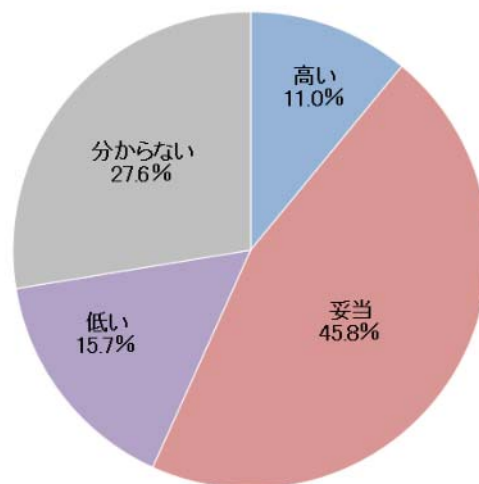
注5:母数は有効回答企業1万292社

3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が4割強で最多

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業の割合が45.8%にのぼり、「低い」(15.7%)を30.1ポイント上回った。全国では、「妥当」が40.5%、「低い」が18.1%となっており、九州企業では最低賃金に対する妥当性は相対的に高いと言える。

引き上げ額を「高い」と判断した企業は11.0%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子が見えてくる。

引き上げ額の妥当性

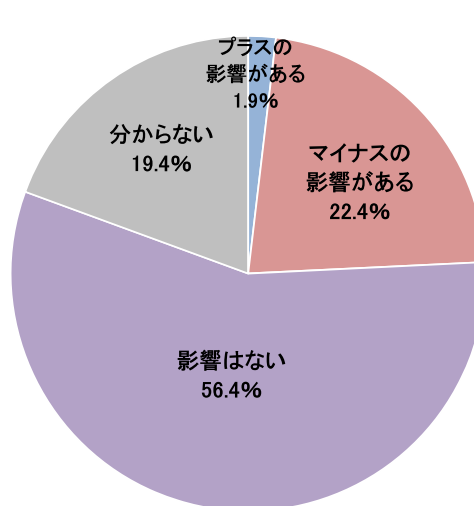


4. 業績への影響、企業の22.4%が「マイナスの影響」と認識

今回の最低賃金の引き上げで、自社の業績にどのような影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と回答した企業の割合が56.4%で最多となった。他方、「プラスの影響がある」は1.9%にとどまったのに対し、「マイナスの影響がある」は22.4%と2割を超えており、最低賃金引き上げが自社の業績に与える影響を懸念する企業が多くみられた。

また、自社業績への影響と引き上げ額の妥当性の関連をみると、引き上げ額が「高い」と感じている企業ほど自社業績に「マイナス」と捉える傾向がある。とりわけ、「農・林・水産」や「家電・情報機器小売」、「輸送用機械・器具製造」「飲食店」などの業種で、この傾向が顕著に表れた。

自社業績へ影響



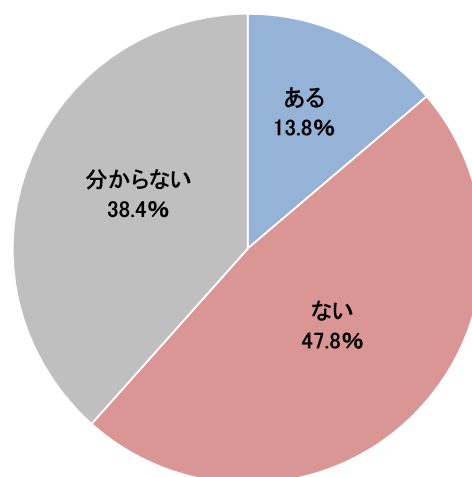
5. 消費回復への効果、半数の企業が懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は13.8%だった一方、「ない」は47.8%にのぼった。最低賃金の引き上げが、消費の回復に結びつくか懐疑的に考えている企業が約半数を占める結果となった。

企業からは、「景気が良ければ給与が上がるのはよいが、多少景気が悪くなれば安易に人件費カット、リストラが叫ばれ、大多数がそうなれば競争を前提として残りも追随せざるを得ない。そのような、社会全体で人件費抑制のメカニズムが横行しているのであれば、一過性の対応に過ぎないように思う」（建設、福岡県）や「最低賃金を上げても景気回復には繋がらない。景気回復や消費拡大が進まないのは、国民が将来に対して不安を持っているからで、自らの身を自分で守るために貯蓄し、将来（老後）に備えているからだと思う」（飲食料品・飼料製造、福岡県）といった、将来への不安が解消されなければ消費拡大に結び付かないという意見があがった。

他方、消費回復が「ある」とする企業からは、「企業が内部留保を貯めやすい状況のため、最低賃金の増加は長期的にみて良い手だと思う」（鉄鋼・非鉄・鋳業、熊本県）などの声も聞かれた。

今後の消費回復への効果



まとめ

2016年度の最低賃金改定は10月1日から中旬にかけて全国で実施されたが、今回の引き上げ額は2002年度以降で過去最大となった。個人消費の弱含みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

本調査によると、今回の改定を受けて約4割の企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していた。また、半数近い企業が最低賃金引き上げ額を「妥当」とみており、大きな反発・混乱は起きていない。

ただし、自社業績への影響と賃金引き上げ額の妥当性の関連をみると、引き上げ額が「高い」と感じている企業ほど自社業績に「マイナス」と捉える傾向がある。とりわけ、「農・林・水産」や「家電・情報機器小売」「輸送用機械・器具製造」「飲食店」で、この傾向が顕著に表れた。

他方、従業員を採用する際の最低時給は、最低賃金を全国平均で135円上回っている。最低賃金の地域間格差は幾分縮小したとされるものの、実際の採用時の賃金には依然として乖離が生じていることが明らかとなった。特に、採用時の最低時給と最低賃金の間の乖離率が20%以上の県は全国で7県にとどまっているが、うち4県は九州であり、乖離率が高水準であることが浮き彫りになった。

このように、企業側には一定の受け入れ理解があるものの、最低賃金の引き上げが消費の回復につながると考える企業はわずか1割強に過ぎない。「最低賃金の引き上げで収益トントンの所は大変な負担増になり経営が苦しくなると思われる」（機械製造業、福岡県）といった声に代表される、コスト負担増加に対する企業の懸念を払しょくする対策が今後は求められよう。

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク福岡支店情報部 担当：昌木 裕司

TEL 092-738-7779 FAX 092-738-8687

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。